

(6) 学業成績の評価等に関する規程施行細則

(趣旨)

第1条 明石工業高等専門学校における学業成績（以下「成績」という。）の評価等に関する規程（以下「評価規程」という。）の運用については、この細則の定めるところによる。

(評価)

第2条 評価規程第4条の規定の実施にあたっては、各科目担当教員が成績評価基準を定める。

2 各科目担当教員は、成績評価基準をシラバスに明記することとする。

3 各科目担当教員は、受講学生の全てを対象に成績評価基準に基づき、各項目別に点数化した評価内訳表（別記様式1）を作成するものとする。

4 各科目担当教員は、評価内訳表を、成績根拠資料と併せて保存するものとする。

第3条 成績を評語で表す場合の区分は、次のとおりとする。

優	80点以上
良	70点以上80点未満
可	60点以上70点未満
不可	60点未満

2 評価規程第2条に規定する他の方法により評価する科目名は別表のとおりとする。

(試験等)

第4条 評価規程第6条に規定する定期試験は、前期末並びに後期末に期末定期試験を行う。

第5条 評価規程第7条に規定するその理由がやむを得ないと認められる場合とは、次の各号をいう。

- (1) 負傷又は疾病による場合
- (2) 非常災害、交通機関の事故等、不可抗力的理由による場合
- (3) 忌引の場合
- (4) その他公欠等による場合

(学力補充指導)

第6条 成績不振学生に対して学力補充指導を行った場合は、成績評価に総合する。

(その他)

第7条 令和6年度以前入学者については、評価規程第15条に規定する補充履修は、未修得科目全てを対象とする。やむを得ない理由により補充履修を辞退する場合は、補充履修辞退届（別記様式2）を各学期授業開始日の翌日までに提出させる。

2 補充履修の期間は、原則として各学期末までとする。

第7条の2 令和7年度以降入学者については、評価規程第15条の2に規定する補充履修をやむを得ない理由により辞退する場合は、補充履修辞退届（別記様式2）を各学期授業開始日の翌日までに提出させる。

2 補充履修の期間は、原則として各学期末までとする。

第8条 学生の学業に関し協議を行うため、教務主事は指導連絡会議を開くことができる。

附 則

1 この細則は、平成14年4月1日から実施する。

2 明石工業高等専門学校学業成績評価等に関する規程施行細則(昭和51年9月1日制定)は廃止する。

附 則

この細則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 （令和元年8月1日）

この細則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 （令和3年12月8日）

この細則は、令和3年12月8日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則 （令和4年2月9日）

この細則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 （令和4年12月14日）

この細則は、令和4年12月14日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則 （令和5年2月8日）

この細則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 （令和6年2月13日）

この細則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 （令和7年3月19日）

この細則は、令和7年4月1日から施行する。

別表

【令和5年度以前入学者用】

評価を合格・不合格とする科目

科目名
Co+workⅠA
Co+workⅠB
Co+workⅡA
Co+workⅡB
Co+workⅢA
Co+workⅢB
機械インターンシップⅠ
機械インターンシップⅡ
電気情報インターンシップA
電気情報インターンシップB
都市システムインターンシップ
建築インターンシップ
TOEICⅠ
TOEICⅡ
TOEICⅢ
海外研修Ⅰ
海外研修Ⅱ
海外研修Ⅲ
資格科目（※）

※教育課程表に掲載の資格科目のみ

【令和6年度以降入学者用】

評価を合格・不合格とする科目

科目名
Co+workⅠA
Co+workⅠB
Co+workⅡA
Co+workⅡB
Co+workⅢA
Co+workⅢB
インターンシップA
インターンシップB
TOEICⅠ
TOEICⅡ
TOEICⅢ
海外研修Ⅰ
海外研修Ⅱ
海外研修Ⅲ
資格科目（※）

※教育課程表に掲載の資格科目のみ